

1. 件名

三菱原子燃料株式会社の加工の事業の分割認可申請等について（行政相談）

2. 日時

令和4年12月22日（木）15時00分～15時40分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、

内海安全審査官、鈴木安全審査専門職

三菱原子燃料株式会社（MHI 原子燃料株式会社）

安全・品質保証部 部長 他6名

5. 要旨

○三菱原子燃料株式会社（MHI 原子燃料株式会社）から、令和4年12月8日の行政相談に引き続き、令和5年3月15日に加工の事業を三菱原子燃料株式会社から MHI 原子燃料株式会社へ承継する予定であることを踏まえ、原子炉等規制法上の必要な手続きについて行政相談があった。

○原子力規制庁から、以下のとおり伝えた。

（分割の認可に係る申請について）

- ・原子炉等規制法（以下「法」という。）第18条第1項に基づく分割の認可については、準備でき次第、三菱原子燃料株式会社及び MHI 原子燃料株式会社から速やかに申請をすること。

（経理的基礎に係る記載について）

- ・経理的基礎に係る記載については、法第18条第2項の規定において「法第14条第2号等の規定は、前項の認可に準用する。」とあることから、加工規則第3条第2項第1号の許可における事業計画書と同等の説明が必要である。

（品質管理に必要な体制の整備に係る記載について）

- ・加工規則第4条第1項第7号（品質管理に必要な体制の整備に関する事項）及び同条第2項第7号（品質管理に必要な体制の整備に関する説明書）の内容については、許可（令和2年5月29日付の品質管理に係る届出の内容を

含む) の記載事項を踏まえ、必要な項目を分割の認可の申請書に記載し申請すること。

(許認可等に係る必要な手続きについて)

- ・ 許認可等に係る必要な手続きについては、法第 18 条による分割の認可後、加工事業の全部を承継した MHI 原子燃料株式会社において検討し、必要な手続きを実施すること。
- ・ なお、必要な手続きについて確認事項があれば、適時行政相談を実施するので、MHI 原子燃料株式会社から申し出ること。

○三菱原子燃料株式会社 (MHI 原子燃料株式会社) から、承知した旨の回答があった。

6. 配布資料

資料 1 : MSR-22-050 加工事業者に係る分割認可申請について (その 2)

以上